

## 韓国における2009年度砂防事業の推進計画

韓国, 江原大学校山林環境科学大学 ○全權雨・車斗松  
愛媛大学農学部 江崎次夫

### 1. はじめに

近年, 自然災害の大型化・頻発化に伴い, 砂防事業に対する国民の認識が肯定的に変わり, 「事後復旧の専従」から「事前予防の拡大」へと政策基調が変化し, 砂防分野の予算が増加している. 一方, 地域住民と環境団体から堅実で親自然的な砂防事業が強く要求されるのに対し, 私有土地の編入が次第に難しくなっており, 砂防対象地の選定に支障をきたしている状況にある. そこで, 2009年度における砂防分野では, ①景気浮揚と勤め口の創出のための予算を早期に執行し(上半期に60%以上を執行), ②山林災害の予防を最優先としながら, 地域社会の発展と住民の便益を図り, ③災害と件の変化に対応した効率性の高い新工法・新技術の開発を導入する, または, ④自然景観, 生態・環境性を配慮した砂防事業の推進等を基本方針として事業を進めている(山林庁, 2008; 2009). なお, 本研究は山林庁「山林科学技術開発事業(課題番号: S210808L0101104)」の支援による研究成果である.

### 2. 砂防事業の事業量および事業費

2009年度における砂防事業には, 「災害予防および公益的・経済的な機能の向上」を目標として, 表-1のように山地砂防事業, 海岸砂防事業, 野溪砂防事業, 砂防ダムの浚渫, 山林流域管理事業, 昭陽江ダムの濁水低減対策および砂防記念公園の補完等に234, 663百万ウォン(国庫173,599百万ウォン, 地方費61,063百万ウォン)の予算を投入する.

表-1. 砂防事業の細部事業別の総括内訳

事業名	事業量	事業費(千ウォン)			備考	
		国庫	地方費	計		
山地保全事業	70ha	2,970,000	810,000	3,780,000		
地すべり予防事業	35ha	1,984,500	850,500	2,835,000		
溪流保全事業	41km	5,481,700	2,349,300	7,831,000		
砂防ダム	720箇所	136,679,848	46,886,686	183,566,534		
砂防ダムの浚渫	484箇所	2,558,499	829,500	3,387,999		
昭陽江ダムの濁水低減対策	13箇所	2,702,265	611,833	3,314,098		
海岸防災林造成事業	10ha	700,000	300,000	1,000,000		
海岸浸食地防止事業	5km	1,133,925	485,969	1,619,894		
山林流域管理事業	設計	15箇所	630,000	270,000	900,000	
	造成1年次	15箇所	12,152,484	5,208,205	17,360,689	
	造成2年次	10箇所	2,234,792	826,567	3,061,359	
砂防施設の安全措置	砂防ダム	15箇所	525,000	225,000	750,000	
	溪流保全	8箇所	213,920	91,680	305,600	
妥当性評価	804箇所	2,339,081	814,207	3,153,288	砂防協会	
砂防地の点検	2,529ha	394,191	136,899	531,090	砂防協会	
砂防ダムの点検	1,152箇所	369,158	140,026	509,184	砂防協会	
砂防ダムの安全診断	2箇所	70,000	30,000	100,000		
砂防技術院(設計)	1箇所	250,320	107,280	357,600	慶尙北道	
砂防記念公園の補完	1箇所	210,000	90,000	300,000	慶尙北道	
総計		173,599,683	61,063,652	234,663,335		

### 3. 細部推進計画

#### 3.1. 砂防事業の早期執行

景気浮揚および勤め口の創出のため, 砂防事業を早期に発注して上半期内に全体予算の65%以上を執行する(ここで, 65%以上の執行額は原因行為額ではなく, 実際の執行額を意味する). また, 2008年度末に妥当性評価, 住民説明会等を実施して, 2009年度初めには砂防事業が早期に着手されるよう事前準備を徹底的に行い, 発注された箇所に対しては先給金・

既成金を支給して実執行率を向上させる。一方、早期執行のために、「次上級機関の設計審査制度」と「公務員2人以上による複数竣工検査制度」は今年度には適用しない(1年間の適用を留保)。

### 3. 2. 砂防事業対象地の選定

「砂防事業の妥当性評価規定」(山林庁考査第2008-37)第4条による「砂防事業対象地の目録」から対象地を選定する。また、地すべり危険地区、住民要求地域等のように砂防事業が直ちに必要とされる個所は優先的に選定する。すなわち、地すべりの発生により部落・産業施設・農耕地等に被害が発生する恐れがある地域と、「邵陽江濁水低減対策」により計画された対象地は優先的に選定する。

### 3. 3. 「砂防事業の妥当性評価」の実施

「砂防事業の妥当性評価規定」と「委託業務指針」により砂防事業の妥当性評価を行う。2009年度に施行する砂防事業の妥当性評価は、2008年度に実施した市・道、地方省の妥当性評価に代替する。また、2010年度に実施する砂防事業の妥当性評価は、今年度の予算で砂防協会に委託して実施する。

### 3. 4. 現地与件と施工目的に附合する設計

徹底的な現場調査の結果をもとに設計を推進し、緊急性・必要性が低い箇所における工作物は過大な設計にならないようにする。また、新しい工法と技術の拡散・定着に力点を置いた設計を行い、工作物は堅実あるいは周辺と調和するように設計する。特に、横工作物の施工により溪流が分断されたり、施設物の規模が大きい地域等では単費の範囲内で立地条件に附合する生態・環境・景観次元の事業を設計に反映させる。

### 3. 5. 砂防施設の目的に充実した施工と管理

砂防ダムは貯砂・貯水・流木遮断機能を強化することを基本とし、現場の状況によっては取水場・水遊び場等の機能を考慮して設置する。災害予防機能が期待できない箇所においては、水遊び場の造成のための砂防ダムを施工しないように措置する。また、施工資材の検査・検受は「砂防事業の設計・施工細部基準」を参考にして良質の資材を使用するように推進し、砂防事業の技術発展および品質向上のために「砂防事業の施工・管理業務指針」による監理を徹底的に実施する。

### 3. 6. 砂防地の指定と解除等

砂防地の指定は「砂防事業法」と「土地利用規制基本法」により推進し、漏落または過剰に指定されないように措置する。すなわち、内訳と図面をともに告示することになっているので、錯誤しないように措置し、山地砂防事業の1箇所あたりの面積が0.1ha以下の場合には砂防地に指定しないこともある(砂防事業法第4条 第3項)。また、砂防地の解除は規定の適用を明確にし、砂防事業施行後10年が経過した砂防地は目的の達成状況を正確に判断する。

### 3. 7. 「地すべり危険地管理システム」の活用

砂防事業の実行地、地すべり危険地、地すべり発生地等の「地すべり危険地管理システム」にDBとして入力する事項は持続的にアップデートする。また、砂防ダム等の砂防施設物の位置(空間)情報を追加できるように、各機関別の特性により座標の値を確保する。

### 3. 8. その他

砂防事業の推進の際には、住民代表を名誉監督に任命して意見の収集および、民怨の下地を除去し、安全事故予防対策に徹底を期し、必ず安全教育を実施する。また、関係機関、専門家、住民代表および関連機関等による「事業推進協議会」を構成して運営し、砂防事業地に対する指導・監督を徹底的に行い、不実施工を予防する等の質的な向上を図る。

## 4. 推進日程

- 砂防事業対象地の実施設計：2009年2月の中旬までに完了する。
- 砂防事業の実行：早期執行のために上半期に実行する。
- 2009年度の砂防技術研鑽会：2009年11月ごろに開催する。
- 砂防事業の評価：2009年11月ごろに行う。

## 5. 参考文献

- 1) 山林庁。2008。2009年度治山分野(砂防、林道、山林復元)の推進計画。76pp.
- 2) 山林庁。2009。2009年度主要業務の細部推進計画。352pp.